

I 佐倉市の概要

1. 佐倉市の概況

佐倉市は、千葉県北部、北総台地の中央部に位置し、都心から約 40 km の距離にあり、成田国際空港から西へ約 15 km、県庁所在地の千葉市へは北東へ約 20 km、市北部には自然豊かな印旛沼が広がる行政面積 103.69km² の首都圏近郊都市です。

市域は、印旛沼の南に広がる台地、傾斜地、水田から構成されており、鹿島川、高崎川、手繰川、小竹川などが印旛沼に注いでいます。標高 30m 前後の下総台地は北から南へ向うほど徐々に高くなっています。

また、佐倉城跡周辺、印旛沼とその周辺、南部の農村地帯などは、台地を刻む谷地形の谷津があり、多くの動植物が生息する豊かな自然に恵まれています。

公共交通機関は、京成電鉄本線、JR 東日本鉄道総武本線・成田線が市の東西を横断し、都心まで約 60 分、成田国際空港と千葉市へはそれぞれ約 20 分で結ばれています。

また、市内には新交通システムのユーカリが丘線が運行されており、バス路線とともに鉄道各駅と住宅地を結ぶ市民の足となっています。

道路状況は、都心と成田国際空港を結ぶ東関東自動車道水戸線が市の南部を通り、佐倉インターチェンジにより国道 51 号と連結され、市の東西を国道 296 号、南北を県道千葉臼井印西線、佐倉印西線が走り、主要な幹線道路を形成しています。また、平成 26 年には都市計画道路 勝田台・長熊線志津霊園関連区間が開通し、今後、国道 296 号の渋滞緩和が期待されます。加えて市街においては平成 27 年に圏央道神崎 JC～大栄 JC が開通し、茨城県とのアクセスが向上するなど、本市への道路状況は向上しています。



佐倉市の将来都市像 笑顔輝き 佐倉 咲く みんなで創ろう「健康・安心・未来都市」

佐倉市では、少子高齢化や人口減少が進展し、地域コミュニティ等における担い手不足など様々な問題が顕在化しています。また、高度情報化による行政サービスの簡素化・効率化、スマート自治体への転換、価値観やニーズの多様化に伴う行政需要の増加、地方創生・地方分権の加速化など地域の実情を踏まえたまちづくりが求められています。

さらに、2015 年 9 月の国連サミットで、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現のための SDGs（持続可能な開発目標）が採択され、地方自治体の各種計画に最大限反映することが奨励されています。

こうした、社会構造の変化に対し、市民や関係団体等の連携・協働を図りながら的確に対応するとともに、地域の人材、資源を活かしながら、将来にわたって夢や希望をもつことができるまちづくりを推進していきたいと考えています。

このため、令和 2 年度を初年度とする「第 5 次佐倉市総合計画」において市の将来像を明確にし、その実現を図る

ためのまちづくりを進めています。

また、平成16年4月に、国の「健康日本21」「健やか親子21」を踏まえ、佐倉市として「生活習慣病予防(一次予防)を重視した健康づくり」と「健やかな親子づくり」を体系的、継続的に推進していくことを目標として、健康増進推進計画「**健康さくら21**」を公表しました。

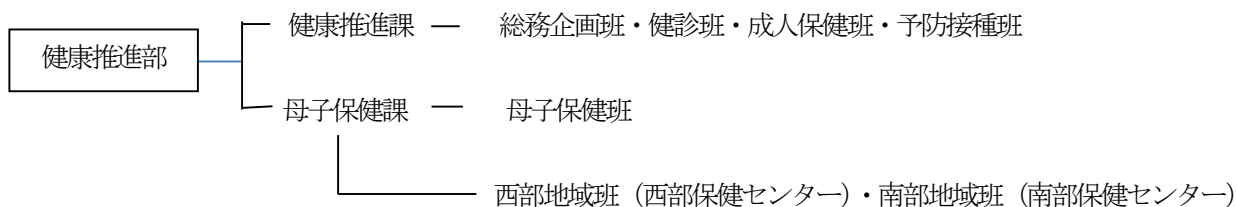
その後、市民の健康意識の高まりを受け、市民一人ひとりの健康や地域の環境づくりにより一層力を入れて取り組んでいくため、平成25年度より、「**健康さくら21 (第2次)**」を策定しました。計画期間10年間の中間年を迎えた平成30年度には改訂版の計画を策定し、「心もからだも健やかで、幸福な生活が送れること」を基本理念として、「いつでもいきいきと生活できる市民」、「健康を支える地域社会」の実現に向けた取り組みを、引き続き進めていくこととしました。また、平成28年に自殺対策基本法が改正され、市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられたことに伴い、改定後の計画は自殺対策計画としても位置付けられています。

令和6年度から開始される「健康日本21 (第三次)」は、国民の健康の増進の総合的な推進を図る基本的な方針に基づき「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」をビジョンに掲げ、誰一人取り残さない健康づくりの展開、より実効性をもつ取り組みの推進を重点に置いています。

佐倉市では、令和4年度に市民健康意識調査を実施し、市民の健康実態や佐倉市健やかまちづくり推進委員会での意見を踏まえ、「健康日本21 (第三次)」、「健康ちば21 (第3次)」、及び母子保健分野を含む「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」(以下、「成育医療等 基本方針」という。))、「自殺総合対策大綱」、歯科口腔保健の推進に関する法律に基づく「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」と整合性を図り、令和6年3月に「**健康さくら21 (第3次)**」計画を策定しました。

2. 健康推進部 行政組織

(令和6年4月1日現在)



〔 令和6年度 健康推進課の職種別職員配置状況 〕

(単位：人)

	保健師	栄養士	歯科衛生士	言語聴覚士	事務職	合 計
健康管理センター	10	2	1	0	13	26

〔 令和6年度 母子保健課の職種別職員配置状況 〕

(単位：人)

	保健師	栄養士	歯科衛生士	言語聴覚士	事務職	合 計
健康管理センター	9	1	3	3	1	17
西部保健センター	6	1	0	0	0	7
南部保健センター	2	1	0	0	0	3
合 計	17	3	3	3	1	27

3. 健康推進課・母子保健課 事務分掌

〔 佐倉市行政組織規則に定められる事務分掌 〕

【健康推進課】

- (1) 健康づくりの推進に関すること。
- (2) 健康診査及び各種検診に関すること（母子保健課の所管に係るものを除く。）。
- (3) 保健指導に関すること（母子保健課の所管に係るものを除く。）。
- (4) 感染症等の予防及び相談支援に関すること。
- (5) 訪問歯科事業に関すること。
- (6) 佐倉市健康管理センターに関すること。
- (7) 佐倉市休日夜間急病診療所に関すること。
- (8) 佐倉市小児初期急病診療所に関すること。
- (9) 健康危機事案対策の総合調整に関すること。
- (10) 保健師の連絡調整に関すること。

【母子保健課】

- (1) 母子の各種健診に関すること。
- (2) 母子の保健指導に関すること。
- (3) 妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に関すること。
- (4) 未熟児養育医療に係る審査、決定及び養育医療券の交付に関すること。
- (5) 妊娠・出産包括支援に関すること。
- (6) 佐倉市西部保健センター及び佐倉市南部保健センターに関すること。

【西部保健センター】

- ・佐倉市西部保健センターの管理運営に関すること。

【南部保健センター】

- ・佐倉市南部保健センターの管理運営に関すること。

***佐倉市保健センターの設置及び管理に関する条例に定める保健センターの共通業務**

- (1) 健康教育、健康相談その他保健指導に関すること。
- (2) 各種検診及び予防接種に関すること。
- (3) 機能訓練事業に関すること。
- (4) その他保健センターの設置の目的を達成するために市長が必要と認める業務

4. 保健センター施設概要

健康管理センター

所在地 〒285-0825 佐倉市江原台2丁目27番地 TEL:043-485-6711 FAX:043-485-6714

1. 施設

- ・敷地面積 2,739 m²
- ・建物面積(延床) 2,486.21 m²
 - 1階 1,057.33 m² 休日夜間急病診療所・小児初期急病診療所・隔離室・点滴室・
栄養指導室・保健指導室・歯科指導室・消毒室・事務室
 - 2階 1,065.14 m² 予防接種室・言語指導室・小会議室・中会議室
 - 3階 363.74 m² 大会議室・小会議室2

2. 施設整備の履歴

【当初建築】

- ・工事期間 着工：昭和52年3月1日 完成：昭和52年11月30日
- ・総事業費 347,509千円(敷地購入費 121,925千円、委託費 8,310千円、工事費 217,274千円)

【昭和56年度一部増築】

- ・工事期間 着工：昭和56年12月28日 完成：昭和57年3月20日
- ・総事業費 12,950千円(工事費 12,950千円)
- ・事務室 51 m²

【平成3・4年度増改築】

- ・工事期間 着工：平成3年12月18日 完成：平成5年2月28日
- ・総事業費 801,969千円(設計費 31,777千円、工事費 770,192千円)

【平成14年度改築】

- ・工事期間 着工：平成14年7月2日 完成：平成14年8月30日
- ・総事業費 4,305千円(工事費 4,305千円)
- ・診療室 51 m² 点滴室・隔離室 60.7 m²

西部保健センター

所在地 〒285-0843 佐倉市中志津2丁目32番4号 (西部保健福祉センター1階)

TEL:043-463-4181 FAX:043-463-4183

1. 施設

- ・敷地面積 4,250 m²
- ・建物面積(延床) 2,490.02 m²
 - 1階 1,192.90 m² 運動指導室・保健指導室・調理室・診察室・消毒室・相談室・事務室・会議室
 - 2階 1,106.12 m² 西部地域福祉センター
 - 機械室棟 191 m²

2. 施設整備の履歴

- ・工事期間 着工：平成9年6月27日 完成：平成10年3月3日
- ・総事業費 1,436,130千円(設計費 46,350千円、工事監理費 21,000千円、工事費 1,368,780千円)

南部保健センター

所在地 〒285-0806 佐倉市大篠塚 1587 番地 (南部保健福祉センター2 階)

TEL:043-483-2812 FAX:043-483-2813

1. 施設

- ・敷地面積 8,372.41 m²
- ・建物面積(延床) 3,660.75 m²のうち 733.72 m²(2 階保健センター部分)
 - 1 階 1,992.95 m² 南部地域福祉センター・さくらんぼ園
 - 2 階 1,662.62 m² 南部保健センター(保健指導室・調理室・消毒室・相談室・会議室・事務室)
南部児童センター
 - R 階 5.18 m² 機械室

2. 施設整備の履歴

- ・工事期間 着工:平成10年9月1日 完成:平成11年12月21日
- ・総事業費 1,839,428 千円(南部保健福祉センター)
(設計費 72,070 千円、工事監理費 23,625 千円、敷地購入費 152,775 千円、工事費 1,590,958 千円)



5. 健康推進課・母子保健課 歳入歳出決算額の推移

【健康推進課・母子保健課（令和2年度～令和5年度）】

※令和2年度までは健康増進課としての値、令和3年度からは健康推進課・母子保健課の合算値。

目別歳出決算額（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
民 生 費				
児童福祉総務費	65,676	26,303	18,930	17,631
衛 生 費				
保健衛生総務費	431,516	609,042	522,470	538,649
保 健 衛 生 費	410,260	440,197	520,870	484,866
予 防 費	487,032	2,022,790	1,684,820	970,079
休日夜間急病診療所費	184,975	178,619	179,885	121,749
合 計	1,579,457	3,276,947	2,926,971	2,132,972

※千円未満切り上げのため合計と内訳が一致しない場合がある。

財源別歳入決算額

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国庫支出金	276,937	1,795,063	2,131,842	1,141,116
県支出金	12,039	8,909	26,702	22,226
そ の 他	78,711	109,983	206,348	100,696
合 計	367,687	1,913,955	2,364,892	1,264,038

※千円未満切り捨てのため合計と内訳が一致しない場合がある。

【健康推進課・母子保健課（令和6年度）】

目別歳出決算額（単位：千円）

健康推進課		母子保健課	
	令和6年度		令和6年度
民 生 費		民 生 費	
-	-	児童福祉総務費	20,605
衛 生 費		衛 生 費	
保健衛生総務費	496,878	保健衛生総務費	10,471
保 健 衛 生 費	334,064	保 健 衛 生 費	181,627
予 防 費	686,697	-	-
休日夜間急病診療所費	118,761	-	-
合 計	1,636,399	合 計	212,703

※千円未満切り上げのため合計と内訳が一致しない場合がある。

財源別歳入決算額（単位：千円）

健康推進課		母子保健課	
	令和6年度		令和6年度
国庫支出金	7,210	国庫支出金	78,494
県支出金	12,754	県支出金	18,660
そ の 他	202,591	そ の 他	1,505
合 計	222,555	合 計	98,659

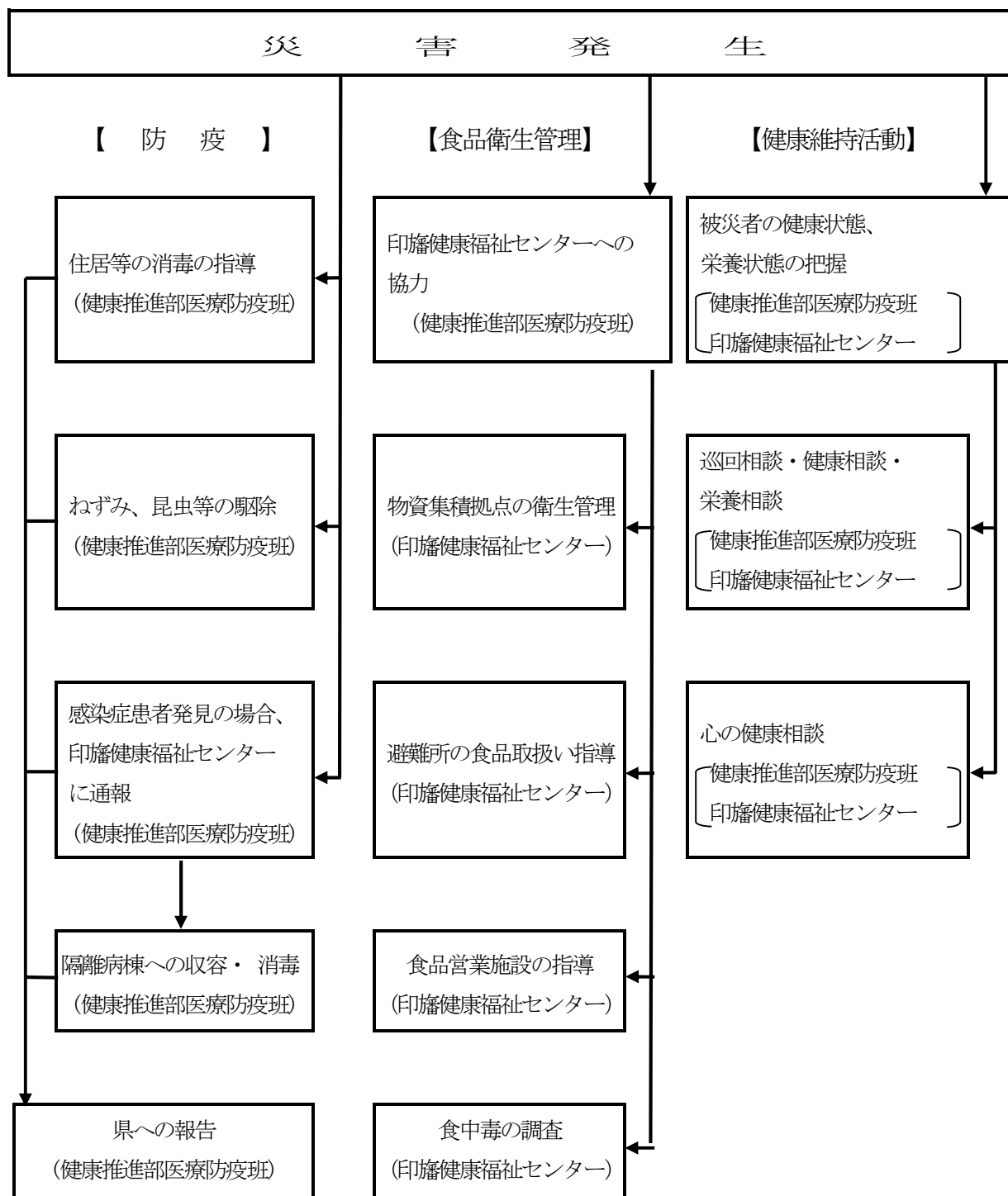
※千円未満切り捨てのため合計と内訳が一致しない場合がある。

6. 地域健康危機管理体制

《佐倉市の健康危機管理体制》

地震等の災害が発生した場合、佐倉市地域防災計画に基づき、印旛保健所及び地域医療機関等関係機関と連携を図りながら、市民の健康維持のため、良好な衛生状態の確保に努める。

《応急対策の流れ》



《災害時応急活動》

災害発生時の対応として、次の事務を所掌する。

健康推進部 責任者：健康推進部長

班 名	所 掌 事 務
医 療 防 疫 班 (健康推進課) (母子保健課) (西部保健センター) (南部保健センター)	1 被災者の医療、助産、防疫及び救護に関すること。 2 医薬品、医療資器材等の調達及び確保に関すること。 3 災害時の感染症の予防及び防疫に関すること。 4 被災住宅等の消毒及び防疫に関すること。 5 救護本部の設置及び医療救護活動の調整等に関すること。 6 医療救護班等の派遣依頼及び連絡調整に関すること。 7 医療救護班等の活動の把握、報告及び継続の要否に関すること。 8 救護所の設置及び被災傷病者の把握に関すること。 9 乳幼児及び妊産婦の安否確認、避難支援及び生活相談に関する こと。 10 避難所及び応急仮設住宅への巡回診療に関すること。 11 市内医療機関の被害状況の把握及び報告に関すること。 12 医療救護活動に係る国、県、近隣市町村、関係機関、 民間協力団体等への支援要請に関すること。 13 印旛健康福祉センターとの連絡に関すること。 14 遺体の検案の協力に関すること。 15 健康管理センター及び保健センターの利用者の保護、 避難等に関すること。 16 健康管理センター及び保健センターの被害状況の把握及び報告、 警備並びに応急対策に関すること。 17 妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に関すること。

7. 健康増進計画「健康さくら21（第3次）」

① 計画策定の背景とその経過

日本では、平均寿命が世界一となっている一方で、少子高齢化の進展や社会、経済情勢の変化により、新たな健康課題についての取り組みが必要とされています。国では、国民の健康の増進の総合的な推進を図る基本的な方針を定め、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、誰一人取り残さない健康づくりを推進し、より実効性をもつ取り組みの推進に重点を置き、多種多様な対策を展開しております。

これまで、佐倉市では、健康づくりは、単に平均寿命を延ばすことだけをめざすのではなく、「生涯を通じた健康づくり」をめざすものとし、“すべての市民が健康で、いつまでも現役でこころ豊かに暮らせる健康なまち”となることを目標に平成16年3月に「健康さくら21」、平成25年3月に「健康さくら21（第2次）」を策定し、取り組んできました。

「健康さくら21（第2次）」では、「心もからだも健やかで、幸福な生活が送れること」を基本理念に掲げ、年齢がいくつになっても健やかに、また、持病があったり、からだが不自由なところができたりしても、充実した生活が送れることや、家族や地域の住民組織、職場などが、それらに所属する一人ひとりが健康であるために、助け合うことができる社会の姿をイメージし、市民・地域・行政の取り組みを体系化し、市民の健康づくりに努めてきました。

平成30年度には、「健康さくら21（第2次）」策定から5年が経過したことから、中間評価を実施し、課題の検討、目標値や取り組み内容の見直しを行い、自殺が社会問題となっている状況から、これまでに取り組んできた「こころの健康づくり」のさらなる自殺予防対策の強化を図るため、平成31年3月に「自殺対策計画」を「健康さくら21（第2次）」と一体の計画として策定しました。こころの問題や病気で悩みを抱えた本人や家族が、身近な専門医などに相談することができる健康相談や、また、失業、多重債務、介護などの社会的要因であることを踏まえ、市職員が市民の自殺の兆候に気づき、適切な専門家に繋げることができるように、関係各課との連絡会議を行い、自殺対策に取り組んできました。

近年では、コロナ禍による自殺者増加のため、国でも令和4年10月に新たな「自殺総合対策大綱」が策定され、令和8年度に向けて6つの基本方針が掲げられています。

令和6年度から開始される「健康日本21（第三次）」は、国民の健康の増進の総合的な推進を図る基本的な方針に基づき「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」をビジョンに掲げ、誰一人取り残さない健康づくりの展開、より実効性をもつ取り組みの推進を重点に置いています。

佐倉市では、令和4年度に市民健康意識調査を実施し、市民の健康実態や佐倉市健やかまちづくり推進委員会での意見を踏まえ、「健康日本21（第三次）」、「健康ちば21（第3次）」、及び母子保健分野を含む「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（以下、「成育医療等 基本方針」という。）、「自殺総合対策大綱」、歯科口腔保健の推進に関する法律に基づく「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」と整合性を図り、「健康さくら21（第3次）」計画を策定することとしました。

本計画では、胎児期から高齢期に至るまでの人の一生を通して継続した対策「ライフコースアプローチ」、新興感染症などの「健康危機対策」、また、健康で質の高い生活を営む基盤となる「歯科口腔保健」を新たに加え、生涯にわたる健康づくりを推進します。

「健康さくら21（第2次）」に引き続き、こどもから大人まで、すべての市民が主体的に健康づくりに取り組み、いつでもいきいきと生活できる「健康のまち佐倉」の実現をめざします。

② 日本における健康づくりの取り組み

(1) 第1次国民健康づくり対策（昭和53年）

健康づくりは、国民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という自覚をもつことが基本であり、行政としてはこれを支援するため、国民の多様な健康ニーズに対応しつつ、地域に密着した保健サービスを提供する体制を整備していく必要があることから、「生涯を通じる健康づくりの推進」、「健康づくりの基盤整備」、「健康づくりの普及啓発」の3点を柱とした取り組みが推進された。

(2) 第2次国民健康づくり対策（昭和63年）

第2次対策「アクティブ80ヘルスプラン」では、第1次の対策などこれまでの施策を拡充するとともに、運動習慣の普及に重点を置き、栄養・運動・休養の全ての面で均衡のとれた健康的な生活習慣の確立を目指した取り組みが展開された。

(3) 第3次国民健康づくり対策（平成12年）

第3次対策「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」では、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上の実現を目的とし、生活習慣病及びその原因となる生活習慣等の国民の保健医療対策上重要となる課題について、10年後を目途とした目標等を設定し、広く関係団体等の積極的な参加や協力を得ながら、一次予防を重視した情報提供等を行う取り組みが推進された。

(4) 「健康増進法」の施行（平成15年）

高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、国民の健康増進の重要性が著しく増大しているため、健康の増進に関する正しい知識の普及、情報の収集・整理・分析・提供、研究の推進、人材の育成・資質の向上を図り、「健康日本21」を中核とする国民の健康づくり・疾病予防をさらに積極的に推進するため、施行された。

(5) 健康日本21の改正（平成19年）

健康増進法に基づく国民の健康増進の総合的な推進を図るための基本的な方針が一部改正され、「健康日本21」が改正された。

(6) 第4次国民健康づくり対策（平成25年）

平成34年度までを計画期間とする「健康日本21（第2次）」が開始され、すべての国民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を目指すべき姿とし、基本的な方向として①健康寿命の延伸と健康格差の縮小、②主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防、③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上、④健康を支え、守るための社会環境の整備、⑤栄養、食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善を推進している。

※その後、健康日本21（第2次）は令和5年度まで計画期間が延長された。

(7) 第5次国民健康づくり健康日本21（第3次）（令和6年度）

全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、誰一人取り残さない健康づくりの展開（Inclusion）とより実効性をもつ取組の推進（Implementation）を通じて、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示し、令和6年度から令和17年度までの健康日本21（第三次）を推進します。

③ 健康さくら21 策定の経過

平成14年度	市民健康意識調査の実施、健康課題の抽出、「健康さくら21」策定委員会の設置
平成15年度	「健康さくら21」計画策定
平成16年度	「健康さくら21」計画公表
平成18・19年度	市民健康意識調査の実施、分析（中間評価）
平成20年度	「健康さくら21」計画見直し、公表
平成23年度	市民健康意識調査の実施、分析（最終評価）
平成24年度	「健康さくら21（第2次）」計画策定、公表
平成29年度	市民健康意識調査の実施
平成30年度	「健康さくら21（第2次）【改訂版】」策定、公表
令和4年度	市民健康意識調査の実施
令和5年度	「健康さくら21（第3次）」策定、公表

④ 健康さくら21（第3次）の位置づけと期間

「健康さくら21（第3次）」は、次の4つの関連計画を一体化した計画です。

- ・健康増進計画（健康増進法第8条第2項）
- ・成育医療等基本方針を踏まえた計画
- ・自殺対策計画（自殺対策基本法第13条第2項）
- ・歯科口腔保健基本計画（佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例第7条）

また、「健康さくら21（第3次）」は、「健康日本21」など国の各計画、「健康ちば21」など千葉県の各計画、市の「佐倉市総合計画」や他の個別計画等と整合を図ります。

「健康さくら21（第3次）」の計画期間は、令和6年度から令和17年度までの12年間です。実質的な改善効果を中間段階で確認できるよう、計画開始後6年（令和11年）を目途に全ての目標について中間評価を行います。その後、計画開始後10年（令和15年）を目途に最終評価を行うことにより、目標を達成するための諸活動の成果を適切に評価し、将来の健康増進の取り組みに反映します。

※中間評価及び最終評価の際に用いる比較値（ベースライン値）については、令和6年度までの最新値とします。

※成育医療等基本方針は令和5年度から令和10年度までの6年程度を1つの目安として策定されていますが、「成育医療等基本方針に基づく計画策定指針」によると、計画の期間は「医療計画との同様の期間とすることが望ましいが、地域の実情に応じて、適宜設定して差し支えないこと。」とされていることから、佐倉市では令和15年までの計画とし、中間評価（令和11年度）において見直しを行います。「成育医療等基本方針に基づく評価指標」では、現状値と中間評価（令和7年度目途）の目標値が示されており、最終評価（令和10年度目途）の目標値については、中間評価の結果などを踏まえて示される予定となっています。

⑤ 基本方針

こどもから大人まで、すべての市民が主体的に健康づくりに取り組み、いつでもいきいきと生活できる「健康のまち佐倉」の実現をめざします。

1) 基本理念やめざす姿の実現のために、目標を設定し、達成状況を評価します

基本理念やめざす姿は、この計画に関わる個人や地域、行政などが共有するイメージですが、その実現のために、行動するための具体的な目標を設定します。

目標につきましては、国や県の目標項目と同等にするほか、佐倉市の現状を踏まえた上昇率を使用しています。また毎年、現状の把握や進捗状況を確認し、目標年度には達成状況の評価を行います。

2) 実効性のある取り組みを実施します

計画の着実な推進のためには、計画を策定し（PLAN）、推進する（DO）ことはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価（CHECK）、見直しなど（ACT）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCA サイクル）に基づき、これらの管理を一連のつながりの中で実施することが重要です。そのため、本計画の進行管理については、年度ごとに進捗状況を把握した上で、見直しなどを行い、計画の円滑な推進に努めます。

⑥ 基本理念

「すべての人が、自分らしく、健康（健幸*）に過ごせるように」

*健幸とは、「生涯を通じて、健やかに幸せな生活を送ることができること」を意味します。

⑦ めざすべき姿

- ・健康寿命の延伸・健康格差の縮小
- ・個人の行動と健康状態の改善
- ・社会環境の質の向上
- ・ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

⑧ 基本姿勢

1. 自分に合った健康づくりに取り組もう（一人ひとりの個性と健康観の重視・みんなが主役）
2. 楽しみながら健康づくりに取り組もう（無理をせず自分に合った活動を）
3. 親と子が健やかに暮らせるまちをつくっていこう（地域ぐるみの子育て・子育て）
4. 歴史と自然に親しみながら健康づくりを進めよう（市の資源を生かした取り組み）
5. ともに支え合って健康づくり運動を推進しよう（健康づくりの環境整備・しくみづくり）
6. 誰も自殺に追い込まれることのないまちをつくっていこう（気づき、つながり、支え合う生活を）

【基本理念】心もからだも健やかで、幸福な生活が送れること

【めざすべき姿】

- ・いつでもいきいきと生活できる市民
- ・健康を支え合える地域社会

【基本姿勢】

- ・自分にあった健康づくりに取り組もう
- ・楽しみながら健康づくりに取り組もう
- ・親と子とが健やかに暮らせるまちをつくっていかう
- ・歴史と自然に親しみながら健康づくりを進めよう
- ・ともに支え合って健康づくり運動を推進しよう
- ・誰も自殺に追い込まれることのないまちをつくっていかう

ライフステージごとの取り組み(幼年期・少年期・青年期・壮年期・中年期・高齢期)

健やかな親子づくりの
取り組み

- ・妊娠・出産・周産期
健康充実した出産・育児の環境づくりの取り組み
- ・健康
生活習慣の改善と事故予防対策
- ・育児
育児の負担・不安の軽減
- ・思春期
次世代の健全な育成

健康寿命の延伸・健康格差の縮小

- ・生活習慣病
生活習慣病の早期発見と予防に向けて
- ・栄養・食生活
食行動の改善を通じた健康な生活習慣の獲得
- ・身体活動・運動
日常の活動と運動を通じた健康増進と地域づくり
- ・飲酒
お酒の正しい知識とみんなで支え合う心の問題
- ・喫煙
喫煙者の減少と受動喫煙の防止
- ・歯と口腔
歯と口腔の健康から、話す・食べるの喜びを

いのち支える
佐倉市自殺対策計画

- ・このころの健康づくり
自殺予防のための健康について理解を深め、心身の健康を保とう
- ・自殺
自殺の危険な人への地域づくりで支えるネットワークを広げよう
- ・生き
生きづらさを感じる人への支援体制の充実
- ・誰
誰も自殺に追い込まれない佐倉を目指して